

保護者様

宇城市立松橋中学校
校長 田中 誠

震度5弱以上の地震をはじめ生徒に危険が及ぶ重大な災害・事件等発生時の対応について

芒種の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと拝察いたします。

標記の件について、万一災害・事件等が発生した場合には、学校としての対応を下記のとおり想定していますので、ご確認の上、有事の際は原則としてこれに則って対応していただきますようご理解とご協力をお願いします。

記

1 震度5弱以上の地震、津波、洪水、土砂崩れ等の災害、建物倒壊、不審者侵入や凶悪事件等が発生した場合の対応について

(1)登校中に発生した場合、自分の位置が学校よりも自宅が近距離にあり、かつ保護者が確実に在宅している場合は帰宅する選択肢もありますが、それ以外の場合は、十分気を付けて登校することを原則とします。

(2)在校中に発生した場合、以下のア～ウの対応を原則とします。

- ◆ 被害状況を確認した結果、生徒の身に危険は及ばないと判断した場合
 - ▷ア 授業を続行し、通常通り下校する。(部活動の中断等を含む)
- ◆ 被害状況を確認した結果、生徒の身に危険が及ぶと判断した場合
 - ▷イ 教職員等の見守りによる一斉下校
 - ▷ウ 保護者等への引き渡し(以下を参照)

2 保護者等への引き渡しによる下校について

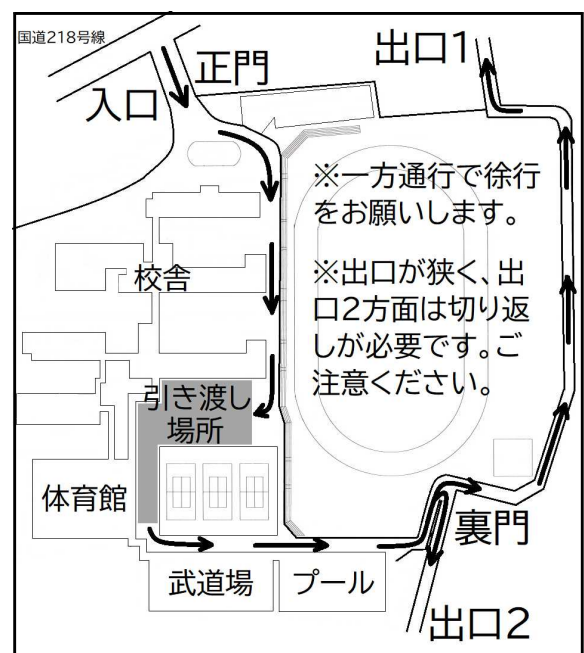
(1)引き渡し場所 → 松橋中学校体育館・テニスコート横駐車場(下図参照)

(2)保護者との連絡

- ◆ 通信手段が使える場合
 - 安心安全メール又は電話で連絡
- ◆ 通信手段が使えない場合
 - 原則、学校で保護者の迎えを待機

(3)引き渡しの方法

- ① 自動車の誘導ルート(右図参照)
 - ◆ 入口：正門(北側)のみ
 - ◆ 出口：裏門(南側)からウイング側とグラウンドの側道を通り県道218号線側へ2方向に出る※徒歩の場合はどちらからでも可能
- ② 保護者の確認
 - 運転免許証等による照合や生徒本人による確認と連絡先確認
- ③ 引き渡しができない生徒への対応
 - 原則、連絡が取れるまで学校で待機



【参考】生徒の生命に危険が及ぶ重大な災害・事件等が起きたときの引き渡し基準

<p>◆地震</p> <p>(学校を含む地域の震度を基準とする)</p>	震度4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、通学路の安全を確認し、通常下校させる。 ・状況に応じて、教職員の見守りによる一斉下校をする。 ・交通機関の混乱等により、保護者が帰宅困難になることが予測される場合、生徒を学校で待機させ、保護者に引き渡す。
	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則、保護者への引き渡し</u>とする。 ・保護者が引き取りに来るまで、学校(一次・二次避難場所)に待機させる。
<p>◆津波</p> <p>(学校を含む地域への発表)</p>	<p>津波注意報 津波警報 大津波警報の発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の立地条件と注意報・警報の内容を踏まえて対応する。 ・保護者への引き渡しについては、上記「地震」の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況等を踏まえて決定する。 ・原則、注意報・警報が解除されるまで避難場所に待機させる。 ・原則、注意報・警報が解除されるまでは、保護者への組織的な引き渡しは行わず、安全が確認されてから開始する。
<p>◆その他</p> <p>(災害・二次災害)</p>	<p>河川氾濫 土砂災害 通学路上の建物倒壊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下校の安全確保が困難な場合は、生徒を学校に待機させ、原則、保護者へ引き渡しとする。
<p>◆学校へ不審者が侵入し、被害が発生したとき</p> <p>◆近隣地域で凶悪事件が発生し、犯人が逃走中で、生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則、保護者への引き渡し</u>とする。 ・保護者が引き取りに来るまで、生徒を学校に待機させる。

【問い合わせ先】

松橋中学校 33-1130
担当 森田 淳・井上 唯一郎